

医療材料価格等に係る調査 (案)

1 目的

医療材料については、従来から内外価格差の存在が指摘されているところであり、これまで機能区分の見直し、外国価格調整・再算定の導入等により、その是正に取り組んできたところであるが、依然、価格差についての指摘がある。そこで、他国の状況を把握し、その上で、内外価格差の是正のための根本的な取り組みを行うことが求められている。

これらを踏まえ、平成18年度においては、アジア地域における医療材料価格等に係る調査を行い、アジア各国の医療材料価格や流通システム等の調査結果について、平成20年度の保険医療材料制度改革を議論する際の参考とした。

今回、すでに比較する外国価格の対象としている英、米、独、仏以外の先進国における医療材料価格とともに、流通システム、薬事審査体制、附帯的サービスの提供状況等について実態を把握することは、我が国における内外価格差の是正のための根本的な取組を検討するに当たり有用であると考えられることから実地調査を行うものである。

2 調査対象国

イタリア、オーストラリア、カナダ、スウェーデン等

3 調査時期

平成20年度

4 調査内容

(1) 調査項目

ア 医療材料に係る価格情報等

ペースメーカー、PTCAカテーテル、冠動脈ステント等、内外価格差が指摘されている医療材料に関する取引価格
政府が定めている公定価格等

- イ 医療機関における購入形態等
 - 医療材料の流通形態（流通経路、卸業者の存在の有無等）
 - 医療材料の取引規模、共同購入
 - 医療機関の購入決定プロセス（購入銘柄の決定過程、価格交渉の実態等）
 - 付带的サービスの実態（技術サポート、預託在庫等）
- ウ 医療提供体制、医療保険制度、薬事制度
 - 医療提供体制の概要（医療機関の集約化の程度、手術の実施状況等）
 - 政府の医療材料価格への関与、情報提供等
 - 医療保険制度の概要（医療保険制度の概要、医療材料の償還価格、価格決定プロセス、DRGの採用状況等）
 - 薬事制度の概要（薬事承認体制）

(2) 調査対象機関

- ア 政府機関
 - 保健省（医療提供体制管轄部局及び医療保険担当部局、薬事制度担当部局等）
- イ 医療機関
 - 国立病院、大学病院、民間病院等
- ウ 製造販売業者

(3) 調査手法

インターネットや関係団体などを活用し、国内で収集できる情報を予め取りまとめ、その上で、質問票を各国政府及び調査対象機関に事前を送付する。実地調査では、調査対象機関を訪問し、事前質問内容に対する回答を得るとともに、ヒアリングを通して問題点を掘り下げるとともに、関係施設の視察等を行う。